

巡視船艇整備の事業評価マニュアル

海上保安庁

はじめに

海上保安庁は、国土面積の約 12 倍にもおよぶ内水、領海、排他的経済水域において、人々がより安全に、より安心して活動できるよう、海上における治安の維持、海上交通の安全確保、海難の救助、海洋環境の保全、海上保安に関する国際活動、海洋調査等の諸分野において、着実に施策を展開してきている。

特に巡視船艇が中心的役割を果たす海上の警備救難業務においては、国連海洋法条約締結に伴う監視取締り水域の拡大に加え、近年の密航事犯の増加、薬物・銃器の密輸入問題の深刻化、新しい日韓漁業協定への対応および尖閣諸島周辺海域における領海警備等、著しく多様化・複雑化・国際化の傾向にあり、十分な海上保安体制の整備が急務となっている。

一方、公共事業の実施にあたっては、投資効果を明示した上で、効果的な事業実施が求められており、巡視船艇整備においても、巡視船艇の機能・目的、投資のあり方を明確にし、客観的かつ公平な巡視船艇整備の評価を行うことが必要となっている。

本マニュアルは、上記をふまえ、巡視船艇の整備事業の総合的・体系的評価について、できる限り客観的な事業評価が行われるための指針として定めたものである。

1. 評価にあたっての基本的考え方

(1) 巡視船艇業務の目的・役割

巡視船艇が実施する主な海上保安庁の業務としては、海洋権益の保全、治安の確保、海難救助・海上交通の安全確保、海上防災・海洋環境の保全がある。

本マニュアルでは、評価対象となる巡視船艇整備事業の評価は、当該事業がこれら海上保安庁の業務およびそれによる社会経済的にどれだけ寄与するかの視点により行う。

(2) 事業評価の考え方

1) 評価対象事業

老朽代替を含む新規整備事業を対象とする。

2) 評価対象のとらえ方

原則として整備しようとする船舶（整備しようとする船舶を群として事業採択を行う場合はその船舶群全体）を1つの事業単位として捉え評価する。

3) 分析・評価の実施主体

海上保安庁が分析・評価を実施する。

4) 評価の視点

事業を実施した場合（with）と事業を実施しなかった場合（without）とを比べて、事業により得られる効果を抽出するという視点で行う。

5) 評価、事業採択の方法

巡視船艇整備事業の評価は、業務成果の数値化が困難であること等により、事前評価に力点をおいた海上保安業務要請に対する適合度についての評価という観点から行う。

なお、前記4)において、事業により得られる効果が定量的に説明できるものについては、別途、説明資料を用意し、船舶建造等整備事業評価委員会（以下「事業評価委員会」という。）における判断資料とする。

6) 評価の実施時期

原則として事業の新規採択時に実施する。

7) 新規事業採択の判断基準

事業の必要性・緊急性、事業の効果を分析し、総合的体系的に評価・判断する。

8) 本マニュアルの更新

評価手法を充実させつつ適宜見直しを行う。

2. 巡視船艇整備事業評価の実施要領

(1) 巡視船艇整備事業の評価の手順

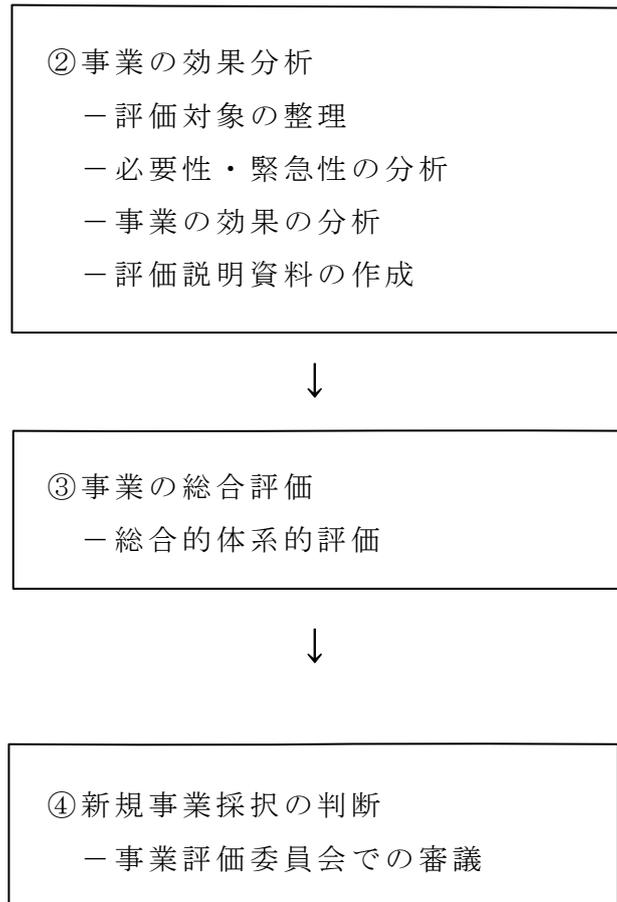
巡視船艇整備事業の評価の手順を以下に示す。評価の手順は、大きく、①事業の概要整理、②事業の効果分析、③事業の総合評価、④新規事業採択の判断に分けられる。

評価の実施に当たっては、巡視船艇整備事業の新規採択時評価明細表（以下「評価明細表」という。）、及び巡視船艇整備事業の新規採択時評価書（以下「評価書」という。）を使用して行う。なお、評価明細表および評価書の様式については別途定める。

図 巡視船艇整備事業の評価手順

- ① 事業の概要整理
 - － 事業名
 - － 事業内容
 - － 配備管区及び主な活動海域
 - － 整備期間
 - － 総事業費
 - － 運用開始年度
 - － 耐用年数
 - － 本事業に関連する事業
 - － 政策（施策）目標





(2) 事業の概要整理

評価対象事業について、以下を整理する。

- ①事業名
- ②事業内容
- ③配備管区及び主な活動海域
- ④整備期間
- ⑤総事業費
- ⑥運用開始年度
- ⑦耐用年数
- ⑧本事業に関連する事業
- ⑨政策（施策）目標

(3) 事業の効果分析

巡視船艇活動への要請を受けて立案した当該事業について、評価明細表により①事業の必要性・緊急性、②事業の効果の二つの軸から事業の効果分析を行う。

1) 評価対象の整理

事業を行った場合(with)および事業を行わなかった場合(without)別に評価対象を整理する。

なお、with の場合とは、増強時は新鋭の巡視船艇を整備する場合、老朽代替時は老朽化した巡視船艇を新鋭船に代替する場合とし、without の場合とは現状通りの場合とする。

2) 必要性・緊急性の分析

巡視船艇活動の業務分類毎に、「活動海域に関連する事業環境動向等」として整備しようとする巡視船艇の活動海域に関する法的要請や社会情勢等について定性的に記載する。

なお、整備しようとする巡視船艇の任務、機能、活動海域からみて関係が薄い事項については、「－」を記載する。

また、「整備しようとする巡視船艇業務への要請」として、整備しようとする巡視船艇の活動海域において、任務、機能の面からみた当該巡視船艇に対する業務への要請について次の基準により評価する。

- ◎ 特に要請の強いもの
- 要請の強いもの
- － 要請の薄いもの

3) 事業の効果の分析

巡視船艇活動の業務分類毎に、評価明細表により次のような評価を行うとともに、その詳細を評価書に記載する。

a) 効果

with 時、without 時それぞれについて、業務への対応に関する指標（当該巡視船艇に必要とされる性能等）を定め、次の基準により評価する。

- ◎ 当該業務に十分対応できる性能を有する
- 当該業務に対応できる性能を有する
- △ 老朽化による業務効率の低下等により当該業務に十分には対応できない

(空白) 性能的に当該業務にほとんど対応できない

b) 事業により得られる効果

巡視船艇の整備事業により得られる効果を記載する。

c) 主たる効果の抽出

必要性・緊急性の度合い、およびこれに対する with、without 時の業務への対応に基づき、without と比較して with 時において当該事業の効果として重要なものについて次の基準により評価する。

- ◎ 非常に効果が高い
- 効果が高い
- (空白) あまり効果はない

4) 評価説明資料の作成

評価明細表における効果のうち、以下に掲げる事項を含め、主要な事項について、当該能力を求める理由、整備の効果等について、できる限り定量的な情報に基づいて具体的に説明する資料を作成し、(5)に規定する新規事業採択の際の判断資料とする。

- a) 速力、操縦性能等の航行能力に関する事項
- b) 夜間監視装置等の装備能力に関する事項

(4) 事業の総合評価

前記(3)までの分析結果を踏まえ、評価書において新規事業採択に係る総合評価を行う。

(5) 新規事業採択の判断

新規事業採択の判断は、以下の資料について事業評価委員会に諮り、その事業の総合評価結果を踏まえて採択か否かを判断する。

なお、事業評価委員会における審議の結果、事業改善の必要があると判断した場合は、事業内容を再検討する。

- 1) 評価明細表
- 2) 評価書
- 3) 評価説明資料